

## 新潟県条例第82号

新潟県議会運営委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会運営委員会条例（平成3年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(所管) <b>第2条</b> 委員会は、次に掲げる事項に関し協議又は調査を行い、議案、 <u>請願等</u> を審査する。 (1)～(3) (略)  (委員長及び副委員長) <b>第6条</b> (略) 2 委員長及び副委員長は、議長が会議に諮って委員の中からこれを指名する。 <u>ただし、閉会中においては、議長が委員長及び副委員長を指名することができる。</u> 3 <u>前項ただし書の規定により委員長及び副委員長を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u>	(所管) <b>第2条</b> 委員会は、次に掲げる事項に関し協議又は調査を行い、議案、 <u>陳情等</u> を審査する。 (1)～(3) (略)  (委員長及び副委員長) <b>第6条</b> (略) 2 委員長及び副委員長は、議長が会議に諮って委員の中からこれを指名する。

### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に定める日から施行する。